

# ワンストップ特例制度について

## ワンストップ特例制度とは？

ふるさと納税ワンストップ特例制度とは、以下の条件を満たせばふるさと納税の確定申告が不要になる制度です。

制度の活用により、主にサラリーマンなどの給与所得者は、確定申告を行うことなくふるさと納税を行えるようになりました。

ふるさと納税以外の確定申告が不要な給与所得者（会社員など）の方

1年間（1月～12月）でふるさと納税の寄付先が5自治体以内である方

※5自治体までであれば、寄付は何度でも行うことが可能です。


## 必要書類ってなに？

### 1. ワンストップ特例申請書

申請を希望された場合、「寄付受領証明書」とともに郵送します。

### 2. マイナンバーおよび申請者本人を確認できる書類

以下のA、B、Cのいずれかの組み合わせで提出してください。

Aパターン	Bパターン	Cパターン
マイナンバーカードのコピー 表面+裏面の2枚 	次のうちいずれか1点 ・マイナンバー通知カードのコピー ・マイナンバーの記載されている 住民票の写し  + 次のうちいずれか1点 ・運転免許証のコピー ・パスポートのコピー	次のうちいずれか1点 ・マイナンバー通知カードのコピー ・マイナンバーの記載されている住民票の写し  + 次のうちいずれか2点 ・健康保険証のコピー ・年金手帳のコピー ・提出先自治体が認める公的書類のコピー

## 受付期間はいつまで？

申請書を、寄付の翌年1月10日まで（必着）に提出してください。

\* 寄附受領証明書に記載されている受領日(入金日)が、12月31日に間に合わなかった場合、税の控除を受けられるのは翌年分となります。

\* 提出が間に合わなかった場合は、確定申告をする必要があります。